

2019年4月17日

医療基本法制定に向けた議員連盟 御中

〒893-0031 鹿児島県鹿屋市川東町7078-8

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会

事務局長 堅 山

TEL/FAX: 0944-42-6609



患者の権利擁護を中心とする医療基本法の制定を求める要請書

ハンセン病隔離政策によって侵害された人権の回復を求めて、被害者であるわたしたちが法廷闘争に立ち上がったのは1998年のことでした。熊本地裁で、13人の原告によってはじまった闘いは、東京地裁へ、さらには岡山地裁へと拡がり、2001年3月、西日本原告団（熊本地裁）、東日本原告団（東京地裁）、瀬戸内原告団（岡山地裁）の三原告団によって、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会（全原協）が結成されました。同年5月11日の熊本地裁判決により、ハンセン病隔離政策の違憲性／違法性が明らかにされ、政府の控訴断念によって確定したことはご承知のとおりです。

判決確定後に設置された、ハンセン病問題に関する検証会議及びその提言に基づく再発防止検討会は、医療政策による人権侵害の再発防止策の柱として、患者の権利擁護を中心とする医療の基本法の制定を提言しています。

わたしたちは、医療の名のもとに人権を侵害されてきた被害者として、この提言に全面的に賛成です。将来的な人権侵害の再発防止のためにも、過去に侵害されてしまった人権の回復のためにも、医療基本法によって、すべての人に、適切な医療を受ける権利と、医療の名によって自由を侵害されない権利、差別を受けない権利があることを明らかにし、そのような基本的人権を守る医療制度を構築していくかなければなりません。

医療は患者のためのものです。患者の権利擁護を中心とする医療基本法の制定は、医療を受ける者全ての願いです。医療基本法の審議にあたっては、患者の声を十分に反映していただくようお願いします。

以上